

訪問型病児・病後児保育利用料補助制度

お子さんが病気や怪我などの際に、保護者がベビーシッターの派遣による訪問型病児・病後児保育を利用した利用料の一部について補助を行うことで、保護者の経済的な負担の軽減を図ります。

～事業の内容～

1. 対象児童

浦安市居住の生後57日から小学校6年生の児童

2. 対象要件

- ①病気等又は病気等の回復期にある児童に係る保育サービスにかかる保育利用料（ベビーシッターの交通費やその他の諸経費も含む）が補助の対象になります。1度の病気等で対象となる利用日数は7日までです。
※入会金、年会費、登録料その他これらに準ずる費用は対象外ですが、これらの費用に訪問型病児・病後児保育の利用に要した費用が含まれる場合、保育利用料に相当する金額は補助対象となります。
- ②訪問型病児・病後児保育サービスを利用した日の前後7日以内に、当該児童が医療機関の診療を受けていること。
- ③保護者等が就労や介護などの理由により児童の保育をすることができないこと。

3. 助成金額

対象経費の半額（年度間5万円限度）

※生活保護受給世帯については、対象経費の全額を対象とします。（補助上限額は5万円です。）

4. 補助対象事業者

- ①公益社団法人全国保育サービス協会に加盟する事業者
URL：<http://www.acsa.jp/htm/joining/list.htm#area08>
 - ②割引券等取扱事業者（内閣府のベビーシッター派遣事業）
URL：http://www.acsa.jp/htm/babysitter/ticket_handling_list.htm
- ※上記リンクの中には、病児保育に対応していない事業者もございますので、必ず各事業者へお問い合わせください。

裏面にて、申請手続きの流れの記載がございます。

～利用の流れ～

1. 必要な書類を用意する

必要な書類とは？

1. 浦安市訪問型病児・病後児保育サービス利用料補助金交付申請書
※お子さん1人につき1枚作成をお願いします。
2. 訪問型病児・病後児保育の利用に係る領収書の写し（金額がわかるもの）
3. 訪問型病児・病後児保育の利用に係る利用明細書の写し（利用日、利用時間等がわかるもの）
4. 医療機関を受診したことが分かる書類の写し（病院の領収書やお薬手帳など）

2. 申請書類を提出する

上記の書類をご用意いただき、提出期限までに浦安市役所2階保育幼稚園課窓口に提出してください。

提出期限はベビーシッターを開始した日から1年以内です。

（例）令和3年7月2日に利用した場合は、令和4年7月2日までにご提出ください。

補助金の支給方法

申請内容を審査し、適当と認められる場合については、交付決定通知を交付し、ご指定の銀行口座へ振込により支給いたします。審査した結果、適当と認められない場合は不交付決定通知を送付いたします。

※別途請求書のご提出が必要となる場合があります。

【問い合わせ先】

〒279-8501 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号

健康こども部 保育幼稚園課

TEL：047-351-1111